

様式第1号（第6条関係）

飯能市有料広告掲載等申込書

年 月 日

（あて先）飯能市長

住 所
申込者 法人（団体）名
代表者 職・氏名
電話番号
担当者氏名

飯能市有料広告掲載に関する要綱第6条の規定により、下記のとおり申し込みます。なお、広告の掲載等に当たっては、裏面記載の条件を遵守します。

記

広告媒体の種類	
広告の内容	
掲載・掲出期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付資料	
備 考	

(裏面)

掲 載 ・ 掲 出 条 件

- 1 掲載・掲出できる有料広告は、市の品位、公共性及び公益性を損なうおそれのないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとします。
 - (1) 法令に違反し、又は違反するおそれがあるもの
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるもの
 - (3) 政治活動、宗教活動又は選挙活動に係るもの
 - (4) 意見広告又は個人的な宣伝に関するもの
 - (5) 求人広告を主たる内容とするもの
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に関するもの
 - (7) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
 - (8) 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切であるもの
 - (9) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
 - (10) その他市長が適当でないとするもの
- 2 広告を掲載・掲出できる場所、規格等については、市の定める基準によるものとします。
- 3 広告掲載料については、飯能市有料広告掲載等決定通知書に記載された額を、指定された期限までに納入してください。
- 4 募集期間内に、募集枠以上の申込みがあったときは、抽選により、掲載・掲出できる方を決定します。また、希望枠が重なった場合も、抽選により決定します。
- 5 広告の内容に関する責任は、掲載・掲出を行う方が負うものとします。また、掲載・掲出された広告の管理は、掲載・掲出を行う方の負担とします。
- 6 版下原稿、広告物の作成経費及び取付・撤去経費等の広告の掲載・掲出に係る経費は、すべて掲載・掲出を行う方の負担とします。また、破損等による修復に係る経費は、市の責めによる場合を除き、掲載・掲出を行う方の負担とします。
- 7 掲載・掲出する広告物は、承認の押印を受けるものとします。
- 8 次のいずれかに該当する場合は、広告の掲載・掲出を取り消すことがあります。
 - (1) 市の行政運営上支障があるとき。
 - (2) 指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき。
 - (3) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
 - (4) 市長の承認を得ずに、広告の掲載・掲出の権利を他に譲渡し、又は貸与したとき。